

# 周産期医療体制整備計画と医療計画の 一体化について

---

厚生労働省医政局地域医療計画課

# 周産期医療体制整備の流れ

年度	医療法、医療計画	母子保健+周産期(雇児局)	周産期(医政局)	都道府県の周産期医療体制
H7年度		「母子保健医療施設整備事業の実施について」(H7.4.3児発第379号)		
H8年度		「周産期医療対策整備事業の実施について」(H8.5.10 児発第488号) 「周産期医療対策事業実施要綱」 【周産期医療システム整備指針】 (H8.4.1～適用)		→次の医療計画に反映する旨を記載
H9年度	第3次医療法改正			
H12年度	第4次医療法改正			
H17年度		「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(H17.8.23 雇児発第0823001号) 【母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱】(H17.4.1～適用)	周産期医療は別立て	
H18年度	第5次医療法改正			
H19年度			【医療計画作成指針】(H19.7.20)	→医療計画策定
H20年度	第5次医療計画開始	母子保健については継続	≪周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会≫(H20.11～H21.2) 「懇談会報告書」(H21.3.4) 「周産期医療対策事業等の実施について」(H21.3.30 医政発第0330011号) 「周産期医療の確保について」(H22.1.26 医政発0126第1号) 【周産期医療体制整備指針】	医療計画(周産期)開始
H21年度				
H22年度				周産期医療体制整備計画策定
H23年度			【医療計画作成指針】(H24.3.30)	周産期医療体制整備計画開始
H24年度				→医療計画策定
H25年度	第6次医療計画開始			医療計画(周産期)開始
H26年度	第6次医療法改正			

# 周産期医療体制整備指針の主な内容

## <総論的事項>

- 周産期医療協議会の設置と救急体制との連携について
- 周産期医療体制に係る調査分析について
- 周産期医療体制整備計画を策定すること
  - NICUは出生1万人対25床から30床を目標として整備すること
  - 地域の実情に応じてGCUや一般小児病棟、重症心身障害児施設等の整備をすること
- 総合／地域周産期母子医療センターの指定について
- 周産期医療体制整備計画の推進について

## <各論的事項>

- 総合周産期母子医療センターの要件
- 地域周産期母子医療センターの要件
- 周産期医療情報センターの設置
- 搬送コーディネーターの設置
- 周産期医療関係者への研修について

# 子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）（抄）

## 第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

#### （4）安心して妊娠・出産できるように

- ・ 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減、新生児集中治療管理室（NICU）の整備等、相談支援体制の整備（妊娠・出産・人工妊娠中絶など）等により、妊娠・出産の支援や周産期医療体制（産婦人科医師、助産師等を含む。）を確保します。

### 【施策の具体的内容】

#### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

##### （4）安心して妊娠・出産できるように

«妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を確保する»

□ 周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

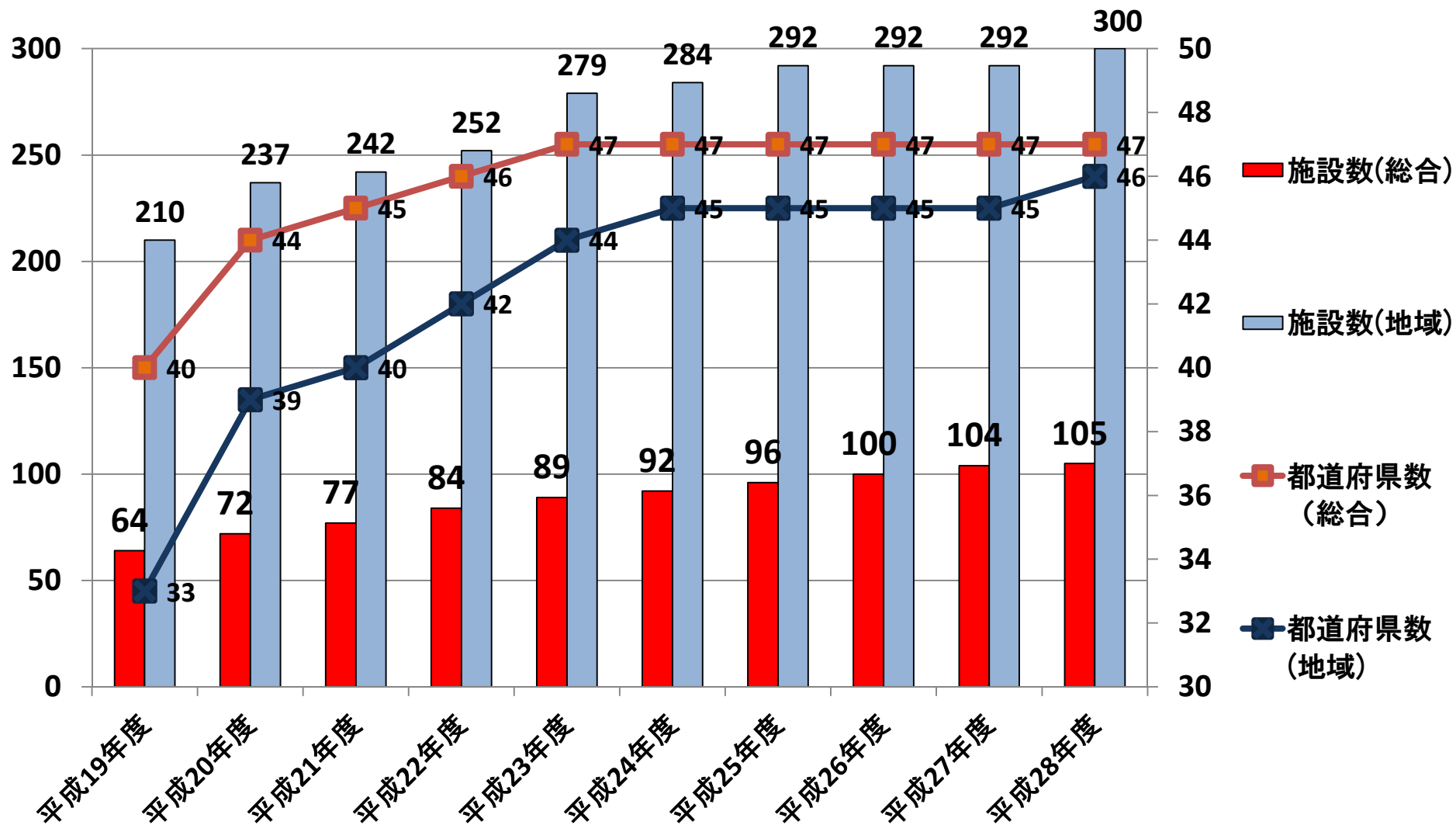
- ・ 地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センター等への支援（新生児集中治療管理室（NICU）の整備等）、周産期医療に携わる医師・助産師等の確保、救急搬送受入体制の確保を図ります。

### 【施策に関する数値目標】

項目	現状 (平成23年度)	目標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室（NICU）病床数（出生1万人当たり）	26.3床	25～30床

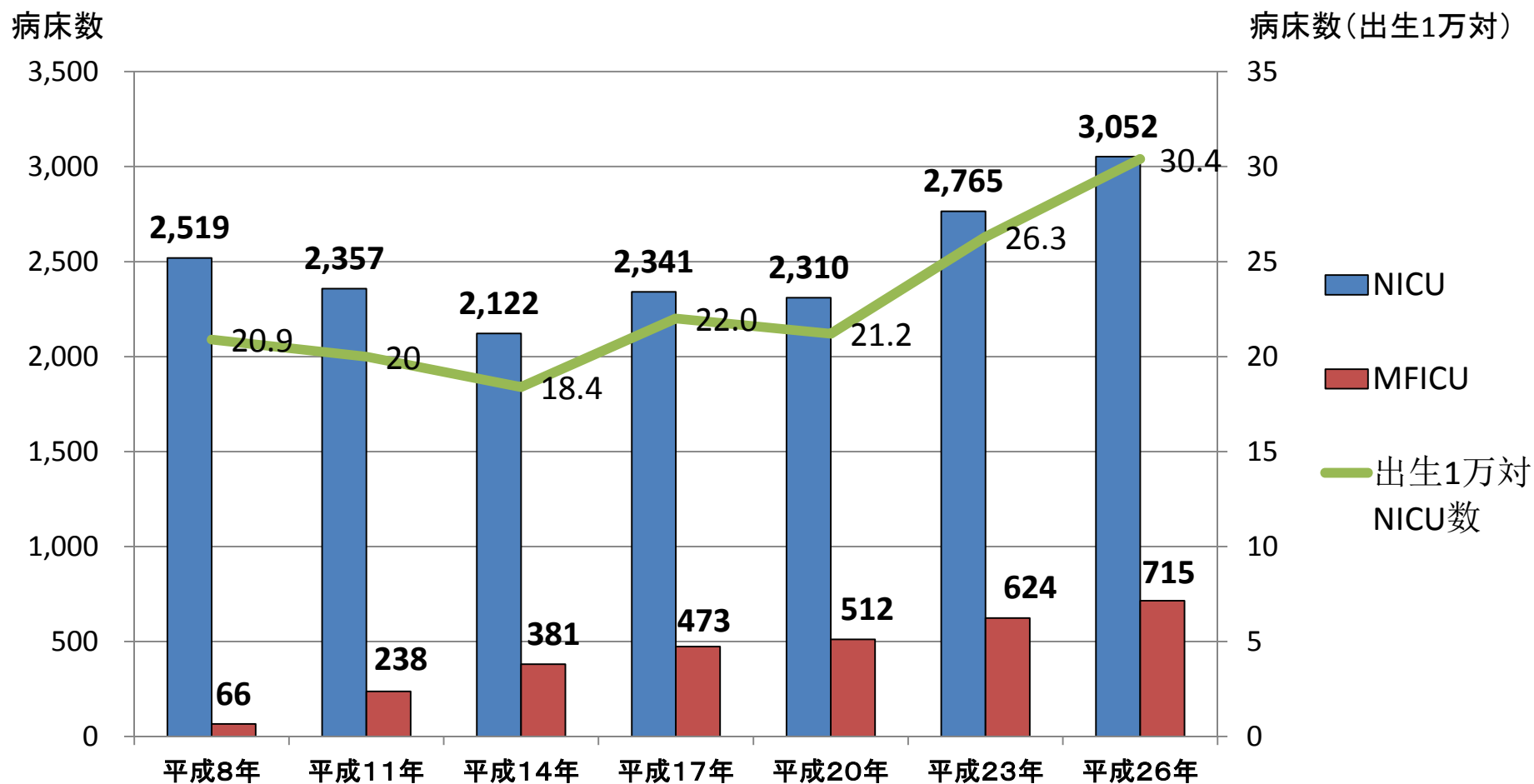
## 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの推移

○ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの施設数と所在都道府県数はいずれも増加している。



## NICU（新生児集中治療室）数とMFICU（母体・胎児集中治療室）数の推移

- 近年、NICU及びMFICUは増加している
- NICUについては、出生1万人対25～30床を目標として整備を進めることとしており、平成23年は出生1万人対26.3床、平成26年には30.4床と全国平均では目標を達成した。



# 第7次医療計画における医療計画(周産期)と周産期医療体制整備計画

## 1. 「周産期医療体制整備指針」策定の経緯

- 平成20年度からの第5次医療計画開始の後、東京都で発生した脳出血の妊婦死亡事例(いわゆる墨東病院事件)等、妊産婦の救急受け入れ困難による死亡事例などが発生。
- これを受け、平成20年11月～平成21年2月にかけて「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」が開催(平成21年3月報告書)。

懇談会報告書を受け、平成21年3月30日発出の医政局長通知において「周産期医療体制整備指針」を定めた。

(参考)「周産期医療対策事業等の実施について」(平成21年3月30日付医政発第0330011号医政局長通知)

本通知の「周産期医療対策事業等実施要綱」の第1の4に基づく「周産期医療体制整備指針」を別添2で定めた(同指針の原型は平成8年5月10日発出の児童家庭局長通知において定められた「周産期医療システム整備指針」)。

## 2. 「周産期医療体制整備指針」の内容と医療計画との関係

- 「周産期医療体制整備指針」において、都道府県は、「周産期医療協議会」の意見を聴いて、「周産期医療体制整備計画」を策定することとされている。一方で、「周産期医療体制整備指針」と医療計画における「周産期医療の体制構築に係る指針」との関係性については、「周産期医療の確保について」(平成22年1月26日付医政発0126第1号医政局長通知)において、以下のように整理。
  - 「周産期医療体制整備計画」は、「周産期医療体制整備指針」に基づき定められるものである一方で、医療計画は医療法第30条の4に基づき定められるものであり、それぞれの根拠は異なるものであること。
  - 「周産期医療体制整備指針」において、「周産期医療体制整備計画」を医療計画の一部として定めることができるものとしており、この場合においては、医療計画に、周産期医療体制に関する基本的な内容を記載した上で、個別具体的な内容は「周産期医療体制整備計画」に定める旨を記載することとし、当該医療計画を受けた周産期医療体制に関する個別具体的な内容を「周産期医療体制整備計画」に定めることとしていること。

## 第7次医療計画における医療計画(周産期)と 周産期医療体制整備計画の一体化の検討について

### 両計画への対応の現状

- 「周産期医療体制整備計画」の見直し時期については、医療計画の期間に合わせる事が望ましいと考えられるため、計画期間を延長し、両計画の見直し時期を合わせるよう都道府県に要請している。
- ただし、周産期医療体制の整備は、救急・災害医療など他の取組と連動していることから、周産期医療単独で計画を立てることは困難となっている。
- また、周産期医療体制整備計画の主な内容である周産期母子医療センターやNICU等の数の整備は、引き続き取組は必要なものの、その目標を概ね達成していると考ええる。

### 今後の対応について

このような状況を踏まえ、医師の確保などの引き続き取組が必要な問題点に配慮しつつ、根拠となる「周産期医療体制整備指針」を「医療計画作成指針」に一体化した上で、「周産期医療体制整備計画」も「医療計画」に一体化してはどうか。